

京都市告示第238号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年7月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉祥院久世線	南区久世築山町339番地地先から 同区久世殿城町531番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)